

地区社会福祉協議会

市内に53地区ある地区社会福祉協議会は、地域の実情に応じて「安心見守り事業」や「ふれあいサロン事業」などをはじめとした、住民同士の支えあいの活動を行っている福祉活動団体です。「私が暮らす地区では、どんな活動をしているのか知りたい!」という方は、お気軽に旭川市社会福祉協議会までお問い合わせください。

また、社協あさひかわでは、地区社会福祉協議会の活動内容や、活動者の思いなどを紹介する「地区社協ってなに?」を掲載する予定です。ぜひご覧ください。



愛宕地区社会福祉協議会 ふれあいサロン事業の様子

地区社会福祉協議会の活動紹介

安心見守り活動

病気や障がい・高齢等で、日常生活に不安を抱えている方などを隣近所の住民同士で見守る活動です。活動を通して、不安や孤立感を解消し、互いに安心して暮らすことができる地域を築くことを目的としています。マスク着用など、感染予防対策を実施しながら活動を続けています。



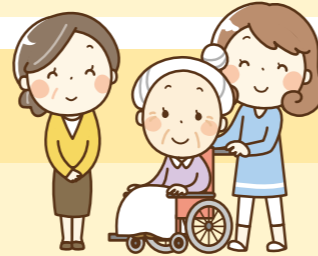
末広地区社会福祉協議会 安心見守り事業の様子

ふれあいサロン

「不安や孤立感を解消し閉じこもりを防ぐこと」を目的に、ふれあいや交流の場を設け、運動やレクリエーションなど様々な活動を通して、高齢者や障がいのある方、子どもと子育て中の保護者など身近な地域でのつながりづくりを支援しています。

その他の活動

地区社会福祉協議会では、安心見守り活動やふれあいサロンの他、地域の実情を踏まえ、除排雪、啓発・養成研修や敬老会事業、地区社協広報紙発行事業などを実施しています。



旭川市ボランティアセンター

ボランティア活動のつながる・ひろがるをサポートします!

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができるまちを目指し、ボランティア活動の促進を行っています。

ボランティア活動者の自主性、自発性を尊重しつつ、誰でも、いつでも、気軽に活動に参加できるよう、活動情報の発信やボランティア養成研修の開催などを行っていますので、興味がある方は、お気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

〒070-0035
旭川市5条通4丁目ときわ市民ホール内
旭川市ボランティアセンター

TEL 21-5550
FAX 23-0746

Eメール volunteer@north.hokkai.net



図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見や感想をお聞かせください。ご意見・ご感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、3人の方に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・Eメールにて

【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号

【応募締切】令和3年5月31日(月)まで(当日消印有効)

【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(右ページ参照)まで

※ご意見・ご感想で得た個人情報は、プレゼントの抽選及び発送以外に使用しません。

70周年
Anniversary



令和3年5月
(No.195)

社協 あさひかわ

はじまりは あなたの笑顔から

このページは、
赤い羽根共同募金の
助成を受けています

共同募金運動期間
10月1日~12月31日



ご意見・ご質問を募集
しています!「旭川市
社会福祉協議会」まで

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

http://www.asahikawa-shakyo.or.jp

【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

TEL 23-0742 / FAX 23-0746 Eメール chiiiki@north.hokkai.net

【神楽事務所】〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18 TEL 60-1755 / FAX 60-1790



社会福祉協議会とは?

社会福祉法第109条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として位置づけられています。旭川市社会福祉協議会は、昭和26年7月に設立されました。

1

社会福祉協議会は、地域住民の皆さんをはじめ、ボランティア、保健・医療・福祉等の関係者や行政機関との連携協働により「福祉豊かなまちづくり」を目指す、自主的な民間(社会福祉法人)の社会福祉団体です。

2

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法(現:社会福祉法)に基づき、地域福祉推進の中核的な担い手としてすべての都道府県・市区町村に設置され、活動を展開しています。

3

社会福祉協議会の活動は、地域の皆さんからの住民委員会費や赤い羽根共同募金の助成金、市などの補助金等によって支えられています。

旭川市社会福祉協議会は、今年創設70周年を迎えます。基本理念を、「お互いさまの心が紡ぐ温かな絆で結ばれた笑顔あふれる地域社会づくり」と定め、事業に取り組んでいます。



旭川市社会福祉協議会は、4月から組織が変わりました

企画総務課

- 法人運営
- 人事・経理
- 旭川市民生委員児童委員連絡協議会事務局
- 明るい福祉施設をつくる運営協議会事務局
- 福祉人材バンク
- いきいきセンター
新旭川・永山・神楽

地域共生課

- 旭川市共同募金委員会
- 地区社会福祉協議会
- 生活支援体制整備
- ボランティアセンター
- ファミリーサポートセンター介護型
- 見守り配食サービス
- 福祉除雪サービス
- 認知症サポーター等養成
- 認知症高齢者見守り
- 中央地域包括支援センター

総合相談支援課

- 生活福祉資金貸付
- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 旭川成年後見支援センター
- 自立サポートセンター

在宅サービス課

- 居宅障害福祉サービス
- 居宅介護福祉サービス
- すずかけ(地域福祉活動拠点)